

報道機関各位

令和4年度箕輪町観光協会推奨土産品の募集について

箕輪町観光協会が推奨する土産品（推奨土産品）を認定し、町民や観光客に対して周知、宣伝することで、土産品の販売促進と町のPRを図る箕輪町観光協会推奨土産品認定事業について、令和4年度の推奨土産品募集を行います。

対象者

箕輪町観光協会会員 ※未入会の方は申請に併せて入会もいただけます

対象品

- ・生産又は製造若しくは加工が町内でされたもので、継続的に販売できるもの等
- ※条件詳細は実施概要参照

応募方法

箕輪町観光協会推奨土産品認定申請書（様式第1号）に添付書類を添えて箕輪町観光協会事務局（役場商工観光課観光係）まで提出

募集期間

令和5年2月1日（水）から令和5年2月28日（火）まで

選考・認定

3月に実施する選考会で選考のうえ認定します。

認定特典

- ・推奨土産品マーク及びシールが使用可能です（観光協会無償提供）
- ・箕輪町観光協会ホームページ等で宣伝紹介します
- ・希望により推奨土産品宣材写真の撮影及び画像データを提供します【New】

添付資料 有 無

じゃらんnet

「全国のおすすめ紅葉スポットランキング2022」でもみじ湖が3年連続全国1位に選ばれました！！

商工観光課 観光係（観光協会事務局）
（課長）小林 剛史（担当）原 広野
電話：0265-79-3171（直通）
FAX：0265-79-0230
E-mail：kankou@town.minowa.lg.jp

推奨土産品宣材写真の撮影について

～概要～

推奨土産品に認定された商品について、出品事業者が希望する場合、商品のPRや販売促進のための、「宣材写真」を撮影し、観光協会によるPRに使用するとともに、事業者に無償で提供します。



【撮影・画像】

- ・カメラマンにより、1商品につき1カットを撮影
- ・ホワイト背景を基本とするが、それ以外の背景についても相談により対応
- ・ライティング（照明）による撮影は不可
- ・画像はデジタルデータで提供するため出品事業者で加工が可能（ただし最大でA4サイズまでの使用を想定）

【用途】

＜観光協会＞

- ・観光協会ホームページや、チラシ・パンフレット等での商品宣伝用素材

＜出品事業者＞

- ・ホームページへの掲載や、チラシ、店内ポップなど自由に使用可能

【著作権】

- ・提供したデータも含め、画像の著作権は箕輪町観光協会に帰属します。（ただし出品事業者による使用の一切は妨げません）

【費用】

- ・撮影に係る費用は箕輪町観光協会が負担します。
- ・撮影に使用する商品サンプルは出品事業者からご提供ください。（原則として撮影後返却はしません）
- ・器等、撮影に小物が必要な場合は個別に相談します。原則として出品事業者からの貸出をお願いします。

＜撮影申込方法＞

- ①裏面の推奨土産品宣材写真撮影申込書に必要事項をご記入ください。
 - ②箕輪町観光協会推奨土産品認定申込書（様式第1号）の提出時に併せてご提出ください。（2月28日〆切）
- ※推奨土産品として認定されなかった場合は無効となります
- ※既に認定されている推奨土産品も申し込めます。2月28日までに
ご提出ください

推奨土産品宣材写真撮影申込書

箕輪町観光協会推奨土産品に認定された以下商品の宣材写真撮影と、画像データの提供を希望します。

年 月 日

事業者名：

担当者：

メールアドレス：

推奨土産品名	
撮影に対する希望 ※背景、撮影にあたって注意が必要な点等ありましたらご記入ください。	

様式第 1 号

箕輪町観光協会推奨土産品認定申請書

年 月 日

箕輪町観光協会長 様

申請者 住 所

氏 名

担当者氏名

電 話

箕輪町観光協会推奨土産品認定事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、推奨土産品の認定を受けたく下記のとおり申請します。

記

商品名（販売名称）	原材料名（添加物含む）	製造場所
容 量	消費又は賞味期限	販売価格（税込）
特記事項 （商品のオリジナル性・ 誕生秘話・ストーリーなど）		

※ 留意事項

- 商品見本又は、写真、仕様書、カタログ等を添付してください。
- 食品にあっては、検査機関の成績表の写し又は証明書がある場合は添付してください。
- 特記事項欄には、商品の特徴や町の PR に資する内容等を記入してください。
- 企業秘密に係わる事項は、記載及びに資料添付の必要はありません。

令和4年度 箕輪町観光協会推奨土産品認定事業 概要

1 事業目的

箕輪町観光協会が推奨する土産品（推奨土産品）を認定し、町民や観光客に対して周知、宣伝することで、土産品の販売促進と町のPRを図る。

2 事業詳細

(1) 対象品

- ・生産又は製造若しくは加工が箕輪町内でされたもの。
 - ・町内外の店舗・事業所・施設等で広く継続的に販売可能なもの。
 - ・郵送や持ち運びに耐えうるもの。
 - ・食品の場合は可能な限り町内産の産物等を使用する前提で製造されたもので、製造日から1週間以上の賞味期限を有するもの。
 - ・他の特許品又は登録品の模倣品でないこと。
 - ・生産、製造、加工、販売等に関する関係法令に違反していないもの。
- ※上記条件を満たしており、すでに販売されている商品も対象とする。

(2) 認定基準

- ・品質が優秀であること。
- ・意匠が優れていること。
- ・市場性が十分であること。
- ・適正な価格であること。
- ・オリジナル性が高く、箕輪町のイメージ及びPRを考慮していること。

(3) 申請資格

- ・箕輪町観光協会の会員であること。
- ・非会員の場合は、観光協会へ入会后、申請する。

(4) 申請料・登録料

- ・申請料・登録料は無料。

(5) 申請方法

- ・申請書の提出（様式第1号）
⇒記載内容：商品名、誕生秘話的、ストーリー等
- ・写真データ（外装、内装、製造過程、製造者の笑顔）
- ・審査会・試食会への商品の提出

(6) 認定期間

- ・推奨品の認定期間は認定日から、4年経過した日以降最初の3月31日までの間とする。
- ・認定期間を過ぎて継続して認定を受ける場合は、更新を申請することができる。（様式第3号）

(7) 推奨土産品マーク

- ・推奨土産品には、推奨土産品マークシールを貼付、又はマークを印字して販売することができる。
- ・推奨土産品マークシール及びマークデータは事務局から無料提供する。

(8) 募集期間

- ・2023年2月1日（水）～2023年2月28日（火）

(9) 審査

- ・2023年3月予定
- ・観光協会が開く審査会において選考・認定する。

3 その他

- ・推奨土産品は、箕輪町観光協会が主催する事業等で積極的にPRします。
- ・箕輪町観光協会ホームページ上に推奨土産品情報を掲載します。
- ・事業者が希望する場合、認定を受けた推奨土産品の宣材写真を撮影、データを提供します。（詳細別紙）
- ・ご不明な点等ありましたら、箕輪町観光協会事務局（箕輪町役場商工観光課内、電話0265-79-3171(直通) までお問い合わせください。